

第24回 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成16年12月22日(水)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第24回 石巻地域合併協議会 資料目次

調整結果報告事項

調整結果報告第9号	新市の事務所の位置（協定項目4）について・・・・・・・・・・ P 1
調整結果報告第10号	事務組織及び機構の取扱い（協定項目13）について・・・・・・・・ P 3
調整結果報告第11号	国際交流事業の取扱い（協定項目25-3）について・・・・・・・・ P 17
調整結果報告第12号	広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）について・・・・・・・・ P 21
調整結果報告第13号	ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目25-17）について・・・・・・・・ P 27

その他

公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針について・・・・・・・・ P 40
--

第24回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成16年12月22日(水)
午前9時45分～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 調整結果報告事項

調整結果報告第9号 新市の事務所の位置（協定項目4）について

調整結果報告第10号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目13）について

調整結果報告第11号 国際交流事業の取扱い（協定項目25-3）について

調整結果報告第12号 広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）について

調整結果報告第13号 ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目25-17）について

(2) その他

公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針について

第25回 石巻地域合併協議会の日程（案）について

平成17年1月27日（木） 午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

5 そ の 他

6 閉 会

調整結果報告第9号

新市の事務所の位置（協定項目4）について

新市の事務所の位置に関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年12月22日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

新市の事務所の位置（協定項目４）

【調整方針】

- (1) 新市の事務所の位置は、現在の石巻市役所の位置とする。
- (2) 新市の事務所の設置方式は、本庁方式とし、当分の間、行政組織の一部を分散するものとする。
なお、その分散する組織は合併時まで調整する。
- (3) 現在の河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。
なお、支所の方式は、当分の間、総合支所方式とする。その機能、役割等については、住民サービスの維持向上及び合併による効率化等に配慮しながら、合併時まで調整する。
- (4) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮するなかで、新市において速やかに検討を開始するものとする。

【調整方針（２）に係る具体的調整結果】

- 1 現在の河南町役場に農業委員会事務局を置く。
 - 2 現在の河北町役場に監査委員事務局を置く。
- (調整理由)
- 各総合支所は現行を基本に組織されることから、本庁に集約できる行政委員会等としては、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局が挙げられる。
- 農業委員会事務局については、各総合支所へ事務委任を行うことから、必ずしも本庁に集約する必要がなく、新市における農家戸数と農地面積の割合を考慮し河南町役場に置くこととした。
- 監査委員事務局は、新市の監査委員が３名となることや、合併前の１市６町の法定監査等を行わなければならないことから職員の増員など事務局体制の強化を図る必要があり、現市役所庁舎では狭隘となる。また、分庁とした場合でも、対住民サービスへの影響も少ないことから河北町役場に置くこととした。
- その他の組織は、本庁部門との連携、調整が必要となることから、分庁とした場合に弊害が生じる可能性があるため、本庁に集約するものとする。

【調整方針（３）に係る具体的調整結果】

事務組織及び機構の取扱い（協定項目１３）の具体的調整結果による。

調整結果報告第10号

事務組織及び機構の取扱い（協定項目13）について

事務組織及び機構の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年12月22日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

事務組織及び機構の取扱い（協定項目 13）

【調整方針】

新市の事務組織及び機構については、住民の福祉の増進に十分配慮し、次のとおり合併時まで調整する。

(1) 基本的事項

新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮したものであること

市民が利用しやすく、わかりやすいこと

市民の声を適正に反映できること

簡素で効率的であること

新市建設計画を円滑に遂行できること

指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること

地方分権時代における新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できること

(2) 個別整備方針

新市の組織は、現行の組織を基本とし、管理部門等の集約を図る。新市移行後は、情報通信基盤の活用を図りながら段階的に再編及び見直しを行い、将来的には新庁舎建設を踏まえ、支所を活用するなかで本庁方式への移行を図る。

本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、行政内部の管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。

総合支所は、合併前の町の区域を所管区域とし、住民生活に密接に関連した住民サービスを提供する総合的な行政機関とするとともに、所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し、地域振興の拠点とする。

現在の石巻市及び牡鹿町の支所並びにその他の出先機関については、当分の間、現行のとおりとし、地域の実情や行政事務の効率化等を勘案しながら、段階的な再編及び見直しを行う。

行政委員会等は、関係法令の定めに従い設置し、附属機関については、原則として統合する。

【具体的調整結果】

別紙のとおり

事務組織及び機構について

1. 円滑な新市移行のために

平成17年4月1日、1市6町が合併し、人口約17万人の新「石巻市」が誕生する。

1市6町は、今日まで、それぞれの地域の実情に即した行政運営を行ってきており、合併後も市民への各種サービスが継続・維持されるよう十分な配慮が必要であり、市民ニーズに柔軟に対応し、新市への期待にこたえることのできる行政組織とすることが重要である。

円滑な新市移行のために、新市発足時の行政組織は、合併が市民や職員にとって大きな変革であることを踏まえ、市民に不安を与えたり、混乱を招くことなどのないよう現行の組織を基本とする。

2. 合併時の行政組織について

(1) 本庁について

所掌事務

市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、行政内部の管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。

組織機構及び職務

基本的には現石巻市の組織体制とし、職務についても同様とする。

行政改革課の設置

効率的な行政経営の確立のため、行政改革担当次長を配置のうえ行政改革課を設置し、行政改革を実施する。

合併後の調整

合併後の未調整部分の調整については、行政改革、組織等を担当する行政改革課が所掌する。

(2) 総合支所について

所管区域

総合支所の所管区域は、合併前の町の区域を所管区域とする。

所掌事務

総合支所は、それぞれの所管区域に係る地域振興の拠点として、住民生活と密接に関連した住民サービスの事務を所掌する。

組織機構

総合支所の組織は、合併前の課を基本とし、係制及び班制については廃止しグループ制とする。(グループ制については別紙参照)

総合支所に支所長、次長、課長及び本庁と同様の職員を置くものとする。

総合支所における会計業務を担当するため、出納課分室を設置する。

職階及び職務

支所長は部長級、次長は次長級とするほか、総合支所の職員の職階及び職務は本庁職員と同様とする。

事務執行時の調整

総合支所の各担当課がその所掌事務を執行する際に、本庁との調整又は総合支所間の調整が必要な場合は、本庁の当該事務担当課が調整する。

合併後の調整

本庁の合併未調整事項の調整担当である行政改革課と連携するため、総合支所においては、合併時の未調整部分の調整を総務担当課が行うものとする。

(3) 行政委員会等事務局について

教育委員会

事務局は本庁に配置し、総合支所に課体制の「事務所」を設置する。

事務所長を課長級とするほか、教育機関等施設の名称及び施設長の職階は合併時に統一を図るものとする。

選挙管理委員会

事務局は本庁に配置し、総合支所及び現石巻市の支所に「分室」を設置する。

農業委員会

事務局は河南総合支所に配置するほか、市長部局へ事務の一部についての事務委任を行い、事務局以外でも各種申請受付、相談業務等を行うものとする。

監査委員

事務局は河北総合支所に配置する。

その他

議会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の事務局は、現石巻市役所に配置する。

(4) その他

上水道事業

6町で行っている上水道事業については、すべて石巻地方広域水道企業団において共同処理する。(総合支所に「営業所」が設置される予定)

河北地区衛生処理組合

新市の事務として行うものとする。

3. 効率的な行政組織に向けて

新市移行後は、高度化、多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる行財政基盤の充実を図るとともに、効率的な行政運営を行うため、速やかに行財政改革推進計画及び職員適正化計画の策定に着手するとともに、次のことを基本として、3年以内を目標にスリムな行政組織への再編を実施する。

住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮すること

市民が利用しやすく、わかりやすいこと

市民の声を適正に反映できること

簡素で効率的であり、指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること

新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できること

グループ制の仕組みについて

1. グループ制の基本

係制における課の仕事は原則として、すべて係に割り振られ、各職員の担当する事務および指揮命令系統は固定化されているのに対し、グループ制は、係ごとに分類していた仕事の単位を、「すべて課で行う仕事」という認識に立つものである。

グループ制は、それぞれの課の業務分析に基づく業務の関連性等から、最も迅速かつ的確に仕事が進められる集合としてグループを編成するものであり、今まで以上に、課の一員としての自覚と責任を意識し、組織の共通目標達成に向けて、連携・協力が必要な体制である。

2. グループ制の効果

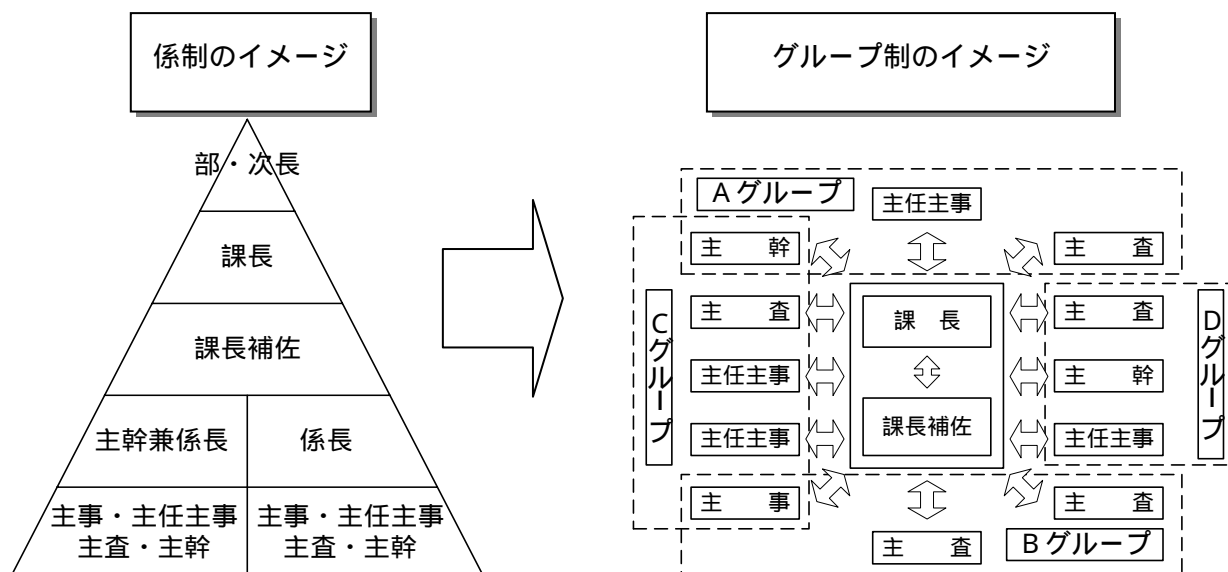
グループ制が十分に機能した場合、係同士の壁がなくなり、課として一体的に業務に取り組むことができるようになり、結果、事務配分の合理化と繁閑の調整が進むとともに、職員の能力の発揮と人材の活用が図られる。

【庁内的効果】

- 職員一人一人の能力を最大限に活用できる。
- 説明、協議の段階が短縮され、迅速な意志決定が図られる。
- 業務の繁閑や臨時業務に柔軟に対応できる。
- 横断的事務執行が可能となる。
- 効率的執行体制により職員定数の抑制が図られる。

【対外的効果】

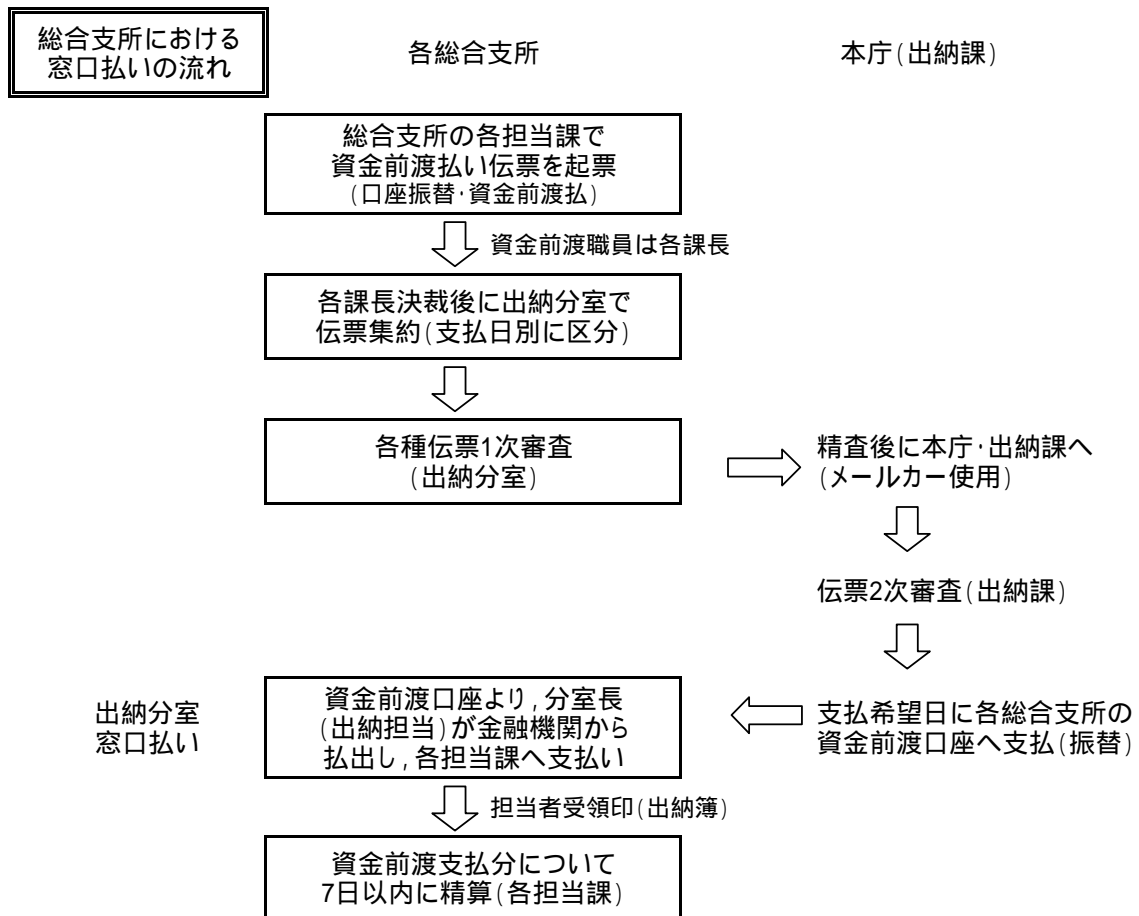
- 所属職員が課全体の業務を把握することにより、従来あった「隣の係の仕事です」などという対応がなくなり、市民対応が柔軟になる。
- 執行体制のフラット化が図られることにより、迅速な行政手続が可能になるなど、市民の利便が向上する。



総合支所出納分室の出納事務について

総合支所(各課)の支出命令等各種伝票の審査及び執行何に係る支出負担行為の事前合議を所管する出納分室を設置し、下記の事務について収入役の委任を受け、その事務を執行する。

事務項目	決裁区分	備考
1 窓口支払事務(出納分室長口座からの払出し)	分室長	分室長口座への支払は収入役合議
2 支所資金前渡口座の出納管理(収支日計～精算)	"	出納簿で管理し、精算状況を報告
3 つり銭、現金等の管理(各課現金、通帳、印鑑等の保管)		支所内の出納分室金庫に保管
4 歳計外、収入科目等の照合(割賦なし入金等)		各課へ照会、調整等
5 支出負担行為の確認(確認印押印後出納課へ回付)	各課長等	200万円以上は収入役合議
6 支出命令伝票等の1次審査～支払日取りまとめ	"	出納分室長経由収入役合議
7 資金前渡の精算、戻入伝票等の1次審査	"	"
8 公金振替、更正命令、備品異動申請書等の1次審査	"	"
9 領収証書、公金払込書等の受払い(在庫管理等)	分室長	受払簿で管理し、使用状況を報告



窓口払いをするもの 通信運搬費(切手代)、会場借上料(各種検診、説明会等)、会議出席負担金、生活保護・扶助費、葬祭給付金、出産育児一時金、各種委員報酬、講師謝金、費用弁償、選挙関係費等

新市の行政組織

組織数調(病院を除く。課レベルの組織とし、施設は除く。)

区分	市長部局					出納課	行政委員会事務局等		
	本庁の部	総合支所	本庁の課・室	総合支所の課	支所		教育委員会	選挙管理委員会	その他(1)
組織数	6	6	37	40	5	1	1 事務所6	1 分室10	5
計	12		77		5				

1～市議会, 監査委員, 農業委員会, 公平委員会, 固定資産評価審査委員会

【組織の増減】本庁～(増)行政改革課 (減)広域合併推進室

河北～(減)行財政改革室, 水道課

河南～(減)水道事業所

(参考: 1市6町の組織数)

区分	市長部局			出納課 (出納室)	行政委員会事務局等		
	部	課・室	支所		教育委員会	選挙管理委員会	その他(2)
石巻市	6	37	4	1	1	1	5
河北町	-	11	-	1	1 (3)	1	4
雄勝町	-	7	-	1	1	1	4
河南町	-	9	-	1	1	1	4
桃生町	-	5	-	1	1	1	4
北上町	-	5	-	1	1 (3)	1	4
牡鹿町	-	6	1	1	1	1	4
計	6	80	5				

2～石巻市は市議会, 監査委員, 農業委員会, 公平委員会, 固定資産評価審査委員会

6町は町議会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会

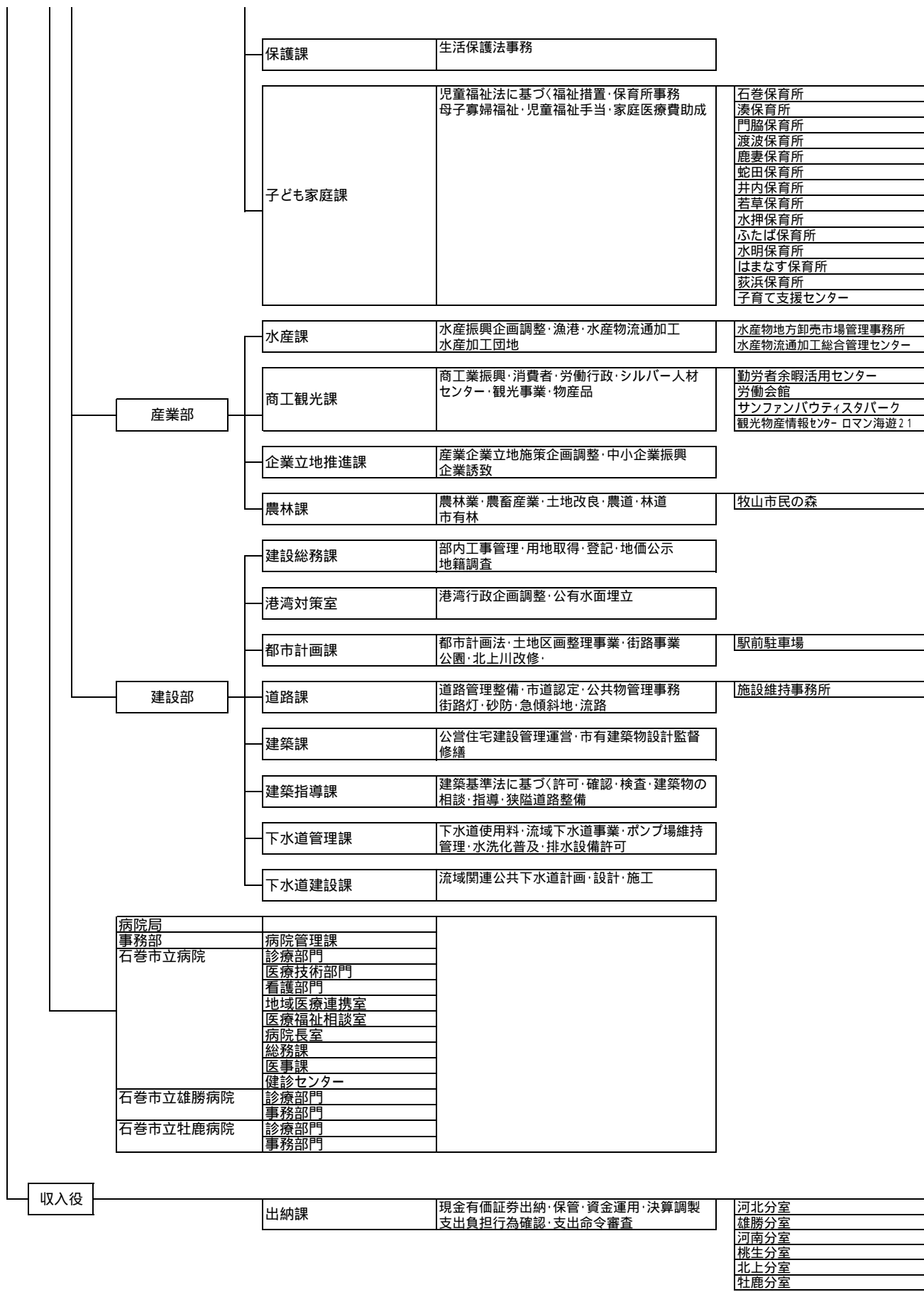
3～桃生郡河北地区教育委員会

新 市 行 政 組 織 図

部 等 名	課 名	主 な 事 務	行 政 機 関 名		
市長	助 役	総務部	秘書広報課	秘書・儀式・表彰・広報広聴事業・市民相談	
			総務課	議会・訴訟・情報公開・条例規則・公文書 行政手続	市民会館
			行政改革課	行財政改革・組織・地方分権・権限移譲 合併未調整事項の調整	
			財政課	財政計画・予算編成・執行管理・地方交付税 市債・寄付採納	
			人事課	職員の任免・給与・福利厚生・研修・厚生会 職員表彰・臨時嘱託職員	
			管財課	庁舎管理・自動車集中管理・公有財産総括管理 新庁舎建設計画・入札・契約	
			市民税課	市県民税の賦課調定・市税等の証明	
			資産税課	固定資産税の賦課調定・土地家屋償却資産評価	
			納税課	市税等の徴収・滞納処分・納税思想の普及啓発 納税貯蓄組合	
			防災対策課	災害対策・防災計画・防災会議・防災無線 消防団・交通安全・交通安全指導員	
			工事検査室	工事の検査・工事検査基準	
			渡波支所		
			稲井支所		
荻浜支所					
蛇田支所					
助 役	企画部	総合政策課	総合計画・庁議・公共交通対策・エネルギー 各種統計・(財)高等教育事業団	田代島開発総合センター	
		市民活動推進課	行政委員・NPO・国際交流・姉妹都市・萬画館 マンガランド・市民会議	向陽地区コミュニティセンター 小竹地区コミュニティセンター 石ノ森萬画館 NPO支援オフィス	
		男女共同参画推進室	男女共同参画の推進		
		情報政策課	電算組織の管理運営・業務システム開発 データ管理・ホームページ		
		総務課	庶務・財務・人事・管財・防災・情報化推進		
		企画課	広報広聴事業・市民相談・地域づくり・統計 商工観光	情報プラザ	
		税務課	課税・固定資産・納税・地籍調査・国民健康保険		
		市民生活課	戸籍・住民基本台帳・国民年金・自衛隊募集 行政委員・人権擁護・外国人登録		
		河北総合支所	福祉課	介護保険・社会福祉・長寿社会 保育所・生活保護	飯野川保育所 大川保育所 大谷地保育所 二俣保育所 子育て支援センター
			保健課	環境衛生・保健衛生・保険給付・栄養指導 歯科診療所・ごみ収集	衛生処理センター 歯科診療所 保健センター
			産業課	農林・畜産・土地改良事業・ほ場整備	

雄勝総合支所	建設課	道路管理・道路整備・住宅管理運営 街路灯・街路樹整備維持管理	
	都市計画課	都市計画・下水道事業・公園、広場維持管理	
	総務課	庶務・財務・人事・管財・防災・情報化推進	
	税務課	課税・固定資産・納税・地籍調査 国民健康保険税	
	企画管財課	広報広聴事業・管財・統計・地域づくり・姉妹都市	
	市民生活課	戸籍・住民基本台帳・国民年金・福祉医療 国民健康保険給付・外国人登録	
	保健福祉課	環境衛生・保健指導・介護保険・福祉・保育所 クリーンセンター・火葬場・母子健康センター	雄勝保育所 大須保育所 母子健康センター クリーンセンター 火葬場
	産業振興課	水産・農林・商工観光・森林公園・伝統産業会館	森林公園 雄勝硯伝統産業会館
	建設課	道路整備管理・漁港建設管理・下水道 住宅	
	河南総合支所	総務課	庶務・財務・人事・管財・防災 住宅管理運営・街路灯維持管理
税務課		課税・固定資産・納税・地籍調査 国民健康保険税	
企画課		広報広聴事業・統計・地域づくり・情報化推進	
市民生活課		戸籍・住民基本台帳・国民年金・市民相談 外国人登録	
福祉課		介護保険・社会福祉・長寿社会 保育所・生活保護・国民健康保険給付	前谷地保育所 和淵保育所 鹿又保育所 北村保育所 須江保育所 老人福祉センター 老人創作館 老人憩の家 ふれあいセンター 子育て支援センター
健康管理課		環境衛生・保健衛生・保健指導 浄化槽設置許可	母子健康センター
産業振興課		農林・畜産・土地改良事業・商工観光・産業振興	農業担い手センター 須江農村定住センター 鹿又農業交流センター 旭山農業体験実習館 山根中埠転作推進集落センター
建設下水道課		道路管理・道路整備・下水道	
総務企画課		広報広聴事業・人事・防災・地域づくり・統計 管財・国際交流・庶務	
財務課		管財・課税・固定資産・納税・財務 情報化推進	
桃生総合支所	市民福祉課	戸籍・住民基本台帳・国民年金・市民相談 国民健康保険・外国人登録・環境衛生・介護保険 保健衛生・保険給付・保健指導・保育所	新田保育所 地域福祉センター 在宅介護支援センター 保健センター

北上総合支所	産業振興課	農林・畜産・土地改良事業・商工観光・産業振興	バイオ研修センター
	建設課	道路管理・道路整備・建築基準・下水道 住宅管理運営	
	総務企画課	広報広聴事業・人事・防災・地域づくり・統計 管財・国際交流・情報推進化・財務・庶務	
	市民税務課	戸籍・住民基本台帳・国民健康保険 環境衛生・課税・固定資産・納税	
	保健福祉課	保健衛生・保険給付・保健指導・保育所	在宅介護支援センター 橋浦保育所 吉浜保育所 相川保育所 保健センター 橋浦診療所 相川診療所
	産業振興課	水産・農林・商工観光・漁港建設維持管理	
	建設課	道路管理・道路整備・建築基準・下水道 住宅管理運営	
	総務課	広報広聴事業・人事・防災・地域づくり・統計 情報推進化・離島振興・庶務	
	財務課	管財・財務・課税・納税・固定資産	
	市民生活課	戸籍・住民基本台帳・国民年金・保険給付 環境衛生・国民健康保険	大原出張所 クリーンセンター 火葬場
牡鹿総合支所	保健福祉課	保健衛生・保険給付・保健指導・保育所 介護保険・福祉	第1保育所 第2保育所 寄磯診療所 在宅介護支援センター 保健福祉センター
	産業振興課	水産・農林・商工観光・漁港建設維持管理 コバルト荘・ホエールランド・家族旅行村 旅客定期航路事業	牡鹿丸 国民宿舎コバルト荘 おしかホエールランド 家族旅行村
	建設課	道路管理・道路整備・建築基準・下水道 住宅管理運営	
	市民課	戸籍法・住民基本台帳法・住居表示付番 外国人登録・印鑑登録・埋火葬許可	
生活環境部	国保年金課	国保事業・保険税賦課調定・乳幼児医療 老人医療・国民年金	
	環境対策課	環境基本計画・一般廃棄物処理計画・狂犬病 墓地・霊園・公害調査	斎場 石巻霊園 狐崎霊園 学習等供用施設釜会館 学習等供用施設上釜会館
	廃棄物処理課	廃棄物収集計画・収集運搬・動物死骸処理 廃棄物不法投棄	収集事務所 埋立施設管理事務所
	健康管理課	保健指導・予防接種・献血・老人保険事業 精神保健・歯科衛生・栄養改善	田代診療所 保健相談センター
	夜間急患センター	夜間急患センター管理運営	
保健福祉部	介護保険課	介護保険事業・老人福祉施設整備計画 介護保険料賦課調定	ディサービスセンター福寿荘
	(社会福祉事務所)	福祉課	福祉行政企画調整・民生委員・社会福祉法人 日赤・心身知的障害者福祉措置・更正援護



行政委員会等		課等名	主な事務	教育機関名
教育委員会	事務局	教育総務課	教育委員会の会議・教育行政の企画調製 就学援助・学校保健・私立幼稚園奨励	
		学校教育課	教職員人事・服務・教育課程・学習指導・教科書 奨学金貸与・進路指導	けやき教室 特殊教育共同実習所
		学校管理課	学校財務・物品・学校施設整備・給食センター	湊学校給食センター 住吉学校給食センター 渡波学校給食センター 河北学校給食センター 雄勝学校給食センター 河南学校給食センター 桃生学校給食センター 牡鹿学校給食センター
		生涯学習課	社会教育・芸術文化・文化財保護 自然教育センター	少年センター 田代島自然教育センター マンガアイランド
		体育振興課	体育施設・スポーツ振興・体育指導員	総合運動公園管理事務所
		毛利コレクション整備推進室	博物館建設推進・資料調査・整理・保存	
		河北事務所	学校財務・学校施設維持管理・学事・学校保健 学校体育・社会教育・文化振興・体育振興	追波川河川運動公園管理事務所
		雄勝事務所	学校財務・学校施設維持管理・学事・学校保健 学校体育・社会教育・文化振興・体育振興	雄勝海洋センター
		河南事務所	学校財務・学校施設維持管理・学事・学校保健 学校体育・社会教育・文化振興・体育振興	河南体育センター
		桃生事務所	学校財務・学校施設維持管理・学事・学校保健 学校体育・社会教育・文化振興・体育振興	桃生文化交流館 桃生勤労青少年ホーム 桃生農業者トレーニングセンター 桃生農業者体験実習館
	北上事務所	学校財務・学校施設維持管理・学事・学校保健 学校体育・社会教育・文化振興・体育振興	にっこりサンパーク	
	牡鹿事務所	学校財務・学校施設維持管理・学事・学校保健 学校体育・社会教育・文化振興・体育振興	島の楽校	
	教育機関	石巻中央公民館	公民館の使用及び維持管理・公民館事業の企画 実施及び運営・生涯学習	渡波公民館 蛇田公民館 稲井公民館 荻浜公民館
		河北公民館	公民館の使用及び維持管理・公民館事業の企画 実施及び運営・生涯学習	
		雄勝公民館	公民館の使用及び維持管理・公民館事業の企画 実施及び運営・生涯学習	
		河南公民館	公民館の使用及び維持管理・公民館事業の企画 実施及び運営・生涯学習	
		桃生公民館	公民館の使用及び維持管理・公民館事業の企画 実施及び運営・生涯学習	
		北上公民館	公民館の使用及び維持管理・公民館事業の企画 実施及び運営・生涯学習	
		牡鹿公民館	公民館の使用及び維持管理・公民館事業の企画 実施及び運営・生涯学習	
		図書館		
総合体育館				

石巻文化センター	
河北総合センター	
こもれびの降る丘遊楽館	
小学校(43校)	
中学校(24校)	
高等学校(2校)	
幼稚園(5園)	

市議会	事務局
-----	-----

監査委員	事務局
------	-----

監査委員事務局は河北総合支所に配置する

選挙管理委員会	事務局
---------	-----

河北分室
雄勝分室
河南分室
桃生分室
北上分室
牡鹿分室
渡波分室
稲井分室
萩浜分室
蛇田分室

農業委員会	事務局
-------	-----

農業委員会事務局は河南総合支所に配置する

公平委員会	書記
-------	----

固定資産評価審査委員会	書記
-------------	----

調整結果報告第 1 1 号

国際交流事業の取扱い（協定項目 25-3）について

国際交流事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-3	協定項目の名称	国際交流事業の取扱いについて
調整方針	<p>(1) 国際交流事業については、これまでの経緯を踏まえ継続して実施することを基本とし、新市において調整する。</p> <p>(2) 国際交流協会については、合併後速やかに統合できるように努める。また、国際交流団体への支援については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) ホームステイ受入れ事業については、継続して実施することとし、受入先と事業主体については一本化することとし、新市において調整する。</p>		

項目		現			
		石 巻 市	河北町	雄勝町	河 南 町
(4) 中高生海外派遣事業に関する事	実施期間	海外短期語学研修事業 夏休み16日間	該当なし	該当なし	中学生海外派遣事業 7月上旬～中旬(10日間程度)
	研修地	アメリカ合衆国西海岸(ワシントン州エバレット市)			アメリカミシガン州マウントクレムス市並びにカナダブリティッシュコロンビア州ホワイトロック市・サリー市(H12～14)
	対象者及び人員	研修生 扶養義務者が石巻市に住所を有すること高校生12名以内			派遣生徒 町内中学3年生16名 平成12年度まで10名
	費用負担	1)参加者は、米国内の研修費用及び渡航旅費の35%を負担 2)参加者及び引率者に係る旅行取得のための印紙代、渡航手続き手数料、その他渡航に係る経費は全額個人負担 平成14年度実績 4,600千円(内市費 3,000千円)			参加生徒1人当たりの経費325千円のうち 個人負担 97,500円(3割負担) 町費助成 227,500円(7割助成)

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
(4) <u>中高生海外派遣事業については、これまでの経緯を踏まえ、合併時までに新たな制度として創設する。</u> (5) <u>国際交流基金については、新市においても、石巻市の例により基金を設置する。</u>			

況		牡鹿町	調整の具体的内容
桃生町	北上町		
青少年海外ふれあい交流事業 夏休み期間(8月中・下旬)6泊7日 オーストラリア(シドニー、メルボルン) 団員:桃生中学校の2・3年生の生徒20名 1)参加者は、交流事業に要する経費の内12万円(平成15年度より)を負担し、残額は町費を充当 2)参加者及び引率者にかかる旅券取得のための費用は全額個人負担 平成14年度実績 5,542千円(内町費3,542千円)	青少年海外研修事業 夏休み14日間 アメリカ合衆国西海岸(ワシントン州ノースベント市) 研修生 北上町に居住する中学生8名以内 1)参加者は、交流事業に要する総経費を参加者数で除した費用の5割を上限として負担 2)参加者及び引率者に係る旅行取得のための印紙代、渡航手続き手数料、その他渡航に係る経費は全額個人負担 平成14年度実績 3,473千円(内町費 2,281千円)	該当なし	<p style="text-align: center;"><u>これまでの経緯を踏まえ、合併時までに新たな制度として創設する。</u></p> <p>(具体的調整結果)</p> <p>1 中学生海外研修 【研修地】 河南町、桃生町、北上町で実施していた研修地とする。 【研修人数】 100名以内 【費用負担】 研修事業に要する経費の半額(旅券取得のための費用は全額個人負担)</p> <p>2 高校生海外短期語学研修 【研修地】 石巻市で実施してきた研修地とする。 【研修人数】 20名以内 【費用負担】 石巻市の例(35%)による(旅券取得のための費用は全額個人負担)</p> <p style="text-align: center;">各事業の具体的な内容については、毎年度実施要領で定めるものとする。</p>

調整結果報告第12号

広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）について

広報・広聴関係事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年12月22日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-4	協定項目の名称	広報・広聴関係事業の取扱いについて
---------	------	---------	-------------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(5)ホームページに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> メインメニュー ・市の概要 ・WEB市長室 ・市役所の組織 ・職員募集 ・ご意見・ご提言 ・健康・福祉 ・生活・環境 ・税・年金・保険 ・教育・文化 ・産業・観光 ・情報公開 ・都市・建築 ・計画・財政 ・条例・規則 ・よくある質問 ・更新情報 ・各課からのお知らせ ・募集 ・検索 ・緊急時情報 ・広報・広聴 ・入札情報 ・合併関連情報 ・議会情報 ・様式ダウンロード ・リンク集 ・携帯版情報 ・子供向け情報 <p>管理運用 情報システム課</p>	<ul style="list-style-type: none"> メインメニュー ・新着情報とお知らせ ・河北町紹介 ・かほくの特産品 ・河北町カレンダー ・かわら版「かほく」 ・かほく生活便利帳 ・SchoolWeb ・議会だより ・みんなのページ ・おとなりさん <p>管理運用 交流プラザ</p>	<ul style="list-style-type: none"> メインメニュー ・新着情報 ・わたしたちのおがつ ・お知らせ ・暮らしの情報 ・ご意見広場 ・Uターン情報 ・フィッシング ・アウトドア ・観光施設 ・イベント ・おがつの名産 ・おがつの宿 ・おすすめ散策 ・リンクページ <p>管理運用 産業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> メインメニュー ・新着情報 ・町への問い合わせ ・災害・防災情報 ・災害情報掲示板 ・入札結果の公表 ・地域会議 ・まちの話題 ・検索 ・注目情報 ・みなさんからのお知らせ ・河南町の紹介 ・役場のしくみ ・施設案内 ・行事予定 ・リンク集 ・広報かなん ・議会だより ・子育て支援センター <p>管理運用 企画課</p>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>メインメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桃生町の紹介 ・桃生町のデータ ・桃生の文化財 ・いきいき健康ホットライン ・広報ものう ・議会だより ・学校のページ ・くらしの情報 ・町内官公署等一覧 ・リンクの部屋 ・桃生町からのお知らせ ・新着・イベント情報 ・桃生町で取り組んでいること <p>管理運用 財務課</p>	<p>メインメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ ・最新情報 ・町の概要 ・町の木花鳥 ・観光案内 ・歴史・文化 ・施設情報 ・国際交流 ・写真町民 ・イベント情報 ・地場産品 ・企業誘致 ・お知らせ ・リンクページ <p>管理運用 企画財政課</p>	<p>メインメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お知らせコーナー ・まちの話題コーナー ・観光MAP ・牡鹿町の紹介 ・クジラレポート ・リンク集 <p>管理運用 総務課</p>	<p>ホームページについては、新市において新たに開設することとし、<u>開設時期、内容、職員体制については、早期に事務担当者検討会議等を立ち上げ合併時までに調整する。</u></p> <p>(具体的調整結果)</p> <p>【開設時期】 平成17年4月1日</p> <p>【内容】 石巻市のホームページをベースとし、6町の内容を統合する。</p> <p>【職員体制】 ホームページ担当者会議を中心に新市のホームページを作成する。</p>

調整結果報告第13号

ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目25-17）について

ごみ処理対策事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年12月22日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	<p>(1) 一般廃棄物処理計画については、石巻市の例を基本とし、合併後速やかに策定する。</p> <p>(2) ごみの収集・運搬体制等 ごみの分別品目については、石巻市の例(18分別)を基本とし、合併時に統一する。 指定収集袋については、合併時に統一する。ただし、各市町の現行のごみ袋は、合併後もなくなるまで使用できることとする。資源ごみのうち、空きびん類及びスプレー缶等の排出方法については、石巻市の例を基本としてコンテナ方式を採用し、合併時に統一する。 収集方法については、燃やせるごみは現行のとおりとし、それ以外のごみは業者委託することとし、委託方法は合併時までに調整する。収集回数については、合併時に統一(指定日収集)する。</p>		

項 目	現					
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町		
2 ごみの収集・運搬体制等	燃やせるごみ	(2) ごみの収集方法等				
		ごみの内容	紙屑類, 木屑類, プラスチック類(ペットボトル除く)ゴム・皮革類, 生ごみ, 資源物以外のせんい製品等	左記以外に衣類	紙屑類, 木屑類, プラスチック類(ペットボトル除く)ゴム・皮革類, 生ごみ, 資源物以外のせんい製品等	紙屑類, 木屑類, プラスチック類(ペットボトル除く)ゴム・皮革類, 生ごみ, 資源物以外のせんい製品等
		排出方法	市指定袋(半透明)	町指定袋(半透明 赤文字)	町指定袋(半透明)	町指定袋(半透明)
		排出場所	可燃ごみ集積所	ごみ集積所	可燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	直営及び一部地区業者委託(直営14台, 委託1台)	直営及び土曜日は委託(直営2台)	業者委託	業者委託(委託2台)
		収集回数	週2回収集(月・木地区と火・金地区)	週2回収集(月・木・火・金・水・土曜日)	週2回収集(火・金地区と水・金地区)	週2回収集(月・木地区と火・金地区)
	処分先	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	
	燃やせないごみ	ごみの内容	土, 石, 灰, 貝殻, 土付き雑草, 瀬戸物, 化粧びん, ガラス屑, 布団・毛布・ジュタン類, 乾電池等	ジュースびん, ドリンクびん, ジュース缶, 缶詰缶, スプレー缶, 瀬戸物, 鍋, 乾電池, 電球, 体温計	土, 石, 灰, 貝殻, 土付き雑草, 瀬戸物, 化粧びん, ガラス屑, 乾電池等	瀬戸物, 化粧びん, ガラス屑, 布団・毛布・ジュタン類, 小型家電(家電4品目は除く), 小型金属類等
		排出方法	市指定袋(半透明)及び布団等は縛って出す。	町指定袋(半透明)、特殊ごみは透明な袋など	袋の指定はないが、種類ごとに区分	任意の袋等及び布団等は縛って出す。
		排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	業者委託(委託9台, 粗大・有害・資源ごみ含む)	業者委託	業者委託	業者委託(委託2台)
		収集回数	月1回(指定日収集)	月2回、但し町区は月4回(指定日収集)	月1回(第2木曜日)	月1回(指定日収集)
処分先		一般廃棄物最終処分場(大衡山埋立地)	有価物は売却、処理困難物は委託処理、投棄物は埋立	雄勝町一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場及び併設の資源回収センター	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
<p>粗大ごみの有料化については、実施4町(河北町, 雄勝町, 桃生町, 北上町)の例を基本とし、合併時に統一する。 ごみ集積所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 収集しないごみ及び家電4品目の取扱いについては、石巻市の例により、合併時に統一する。</p> <p>(3) 集団資源回収については、回収品目を紙類, びん類及び缶類(アルミ缶, スチール缶)に統一する。回収補助金等については、品目に関わらず補助単価を、合併時、石巻市は団体3円・業者1円, その他6町は団体3円・業者2円とし、合併後3年以内に統一する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
紙くず類・布・繊維類・木くず類・プラスチック類(ペットボトル除く)・ゴム・皮革類・厨芥類	紙屑類, 木屑類, プラスチック類(ペットボトル除く)・ゴム・皮革類, 生ごみ, 資源物以外のせいの製品等	紙くず, ダンボール, 紙おむつ, 木くず, 庭木の枝, 板きれ, プラスチック製品, 発砲スチロール・バック類, ビニール類, ゴム・皮・布製品, 台所から出る生ごみ少量の貝殻類	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
町指定袋(半透明)	町指定袋(赤字印刷半透明)	町指定袋(半透明)	新市指定収集袋((6)指定収集袋の項目参照)とする。
ごみ集積所	地区ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
直営	一部事務組合	業者委託	
週2回収集(水・土)	週2回収集(月・木)	週2回収集(月・木地区と火・金地区と月・金地区)	週2回収集とする。
石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	牡鹿町クリーンセンター	現行のとおりとする。
金属製玩具・刃物・その他の金物類・電気剃刀等電化製品の小さなもの・せともの・ガラス屑・かき殻(かき・ぼたて貝)・化粧品	灰, 貝殻, 瀬戸物, 化粧びん, ガラス屑, 特殊ごみ(蛍光管, 乾電池等)缶類, 瓶類, 金属ごみ	薬ビン, セトモノ, コップ, 耐熱ガラス, 灰皿, 植木鉢, やかんなどその他の金属類, 乾電池・電球類	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
町指定袋(半透明)	町指定袋(青字・黒字印刷と半透明)缶類, 瓶類別々	町指定袋(半透明)	新市指定収集袋((6)指定収集袋の項目参照)とする。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する。
月1回(指定日収集)	月2回(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)とする。
河北地区一般廃棄物最終処分場	中間処理後、一般廃棄物最終処分場(一部事務組合)	中間処理後、不燃物は一般廃棄物最終処分場へ、金属類などの資源物は石巻(齊武商店)へ搬入している。	現行どおり、最終処分場で埋立処分する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
粗大ごみ	ごみの内容	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類, 自転車等	家電・電化・ガス用品、家具・建具類、趣味・その他用品、家電リサイクル4製品は相談により収集	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類, 自転車等	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く), 家具類(スチール), 自転車類, 焼却灰, 金属類等
	排出方法	そのまま出す。	粗大ごみ処理券を添付して出す。	そのまま出す。	そのまま出す。
	排出場所	不燃ごみ集積所	排出者の自宅門口	予約制及び直接持込	一般廃棄物最終処分場及び併設の資源回収センター
	収集方法	業者委託(無料収集)	業者委託(有料収集)	業者委託(予約制)	搬出者の直接搬入(許可申請を行う)
	収集回数	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(予約)	週3回(水・土・日)
	処分先	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は大衡山埋立地、金属類などの資源物はリサイクル石巻へ搬入し処分している。	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、投棄物は最終処分場、処理困難物は業者委託により処分	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は最終処分場、その他は資源化業者へ。	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は最終処分場、金属類などの資源物は資源物買取業者に引き渡し処分している。
有害ごみ	ごみの内容	蛍光管, 水銀温度計, 水銀体温計, 使い捨てライター	電球, 蛍光管, 温度計, 体温計, 乾電池	蛍光管, 水銀温度計, 水銀体温計, 使い捨てライター	蛍光管, 水銀温度計, 水銀体温計, 乾電池等
	排出方法	市指定袋(半透明)個別に指定袋に入れて排出	電球等は購入した時のケース、透明な袋指定無し	袋の指定はないが、種類ごとに分別	任意の袋で個別に入れて排出
	排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	収集方法	業者委託	業者委託(不燃ごみと同時収集)	業者委託	業者委託
	収集回数	月1回(指定日収集)	月2回、但し町区月4回(指定日収集)	月1回(第2木曜日)	年2回(指定日収集)
	処分先	蛍光管, 水銀温度計, 水銀体温計は収集後ドラム缶に詰め密閉し, 野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬送している。	ドラム缶に集め一定量集まったら処分	蛍光管, 水銀温度計, 水銀体温計は収集後ドラム缶に詰め密閉し, 保管している。	蛍光管, 水銀温度計, 乾電池等は収集後ドラム缶に詰め密閉し, 野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬送している。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類・自転車等	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類、自転車等、布団類、ジュウタン、ペット類	家電製品(家電リサイクル対象4品目除く)家具類、自転車等	有料化実施4町(河北町, 雄勝町, 桃生町, 北上町)の例を基本に, 合併時に統一する。
事前に申込みをして、粗大ごみ処理券を貼付して出す	そのまま出す。布団類・ジュウタン等は縛って出す。	そのまま出す。	事前予約制, 粗大ごみ処理券を貼付して出すこととする。
各戸別	予約方式で毎戸収集	指定集積所	自宅門口等(毎戸収集)とする。
業者委託(有料収集)	業者委託(有料収集)	業者委託(無料収集)	業者委託とする。 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が, 収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと, 収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため, 委託方法は現行のとおりとし, 合併後5年以内に統一する。
年6回収集	年4回(5・8・11・2月指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)とする。
中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は河北地区一般廃棄物最終処分場、金属類などの資源物は高田商店へ搬入し、処分している。	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は一般廃棄物最終処分場、金属類などの資源物はリサイクル業者へ搬入し処分している。	中間処理後、可燃物は牡鹿町クリーンセンター、不燃物は一般廃棄物処分場、金属類などの資源物は石巻(齊武商店)へ搬入している。	中間処理後の可燃物は焼却処分、不燃物は最終処分場、金属類などの資源物はリサイクル業者へ売却等の処分とする。
蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・水銀温度計	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計、使い捨てライター	該当なし	石巻市の例を基本に, 合併時に統一する。
集積所に設置してある、特殊ごみ専用のコンテナに入れる。	市販の袋(半透明)個別に指定袋に入れて排出		
ごみ集積所	ごみ集積所		現行のとおりとする。
業者委託	業者委託		業者委託とする。 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が, 収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと, 収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため, 委託方法は現行のとおりとし, 合併後5年以内に統一する。
月1回収集(指定日収集)	燃やせないごみと同一月2回(指定日収集)		月1回収集(指定日収集)とする。
蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・水銀温度計は、収集後ドラム缶に詰め密閉し、中間処理施設に保管中	蛍光管、水銀温度計、水銀体温計は収集後ドラム缶に詰め密閉し、引取可能時に(株)日通に委託搬送している。		石巻市の例を基本に, 合併時に統一する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現					
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町		
資 源 一 み	ベ ッ ト ボ ト ル	排出方法	市指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	市指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	町指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りする。	町指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。
		排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	直営及び一部地区業者委託(直営14台,委託1台)	業者委託	業者委託	業者委託(委託2台)
		収集回数	月2回(水曜日の指定日収集)	月1回、但し町区は月2回(指定日収集)	月1回(第2月曜日)	月2回(指定日収集) 資源ごみについては以下同じ
		中間処理状況	業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し	中間処理後、業者委託によりリサイクル委託先:ダイワテクノ工業	中間処理後、業者(丹秀工務店)へ。	業者委託において中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し
		排出方法	びんを色別に分けコンテナ(色別)へ排出(生きびん~水色,無色透明びん~白色,茶色びん~茶色,青・緑びん~緑色,黒色びん~黒色)	指定袋(半透明 緑文字)生きびんのみ	びんを色別に分けコンテナ(色別)へ排出(生きびん~黒色,無色透明びん~青色,茶色びん~茶色,その他のびん~黄色)	びんを色別に分けコンテナ(色別)へ排出(無色透明びん~黄色,茶色びん~青色,その他のびん~緑色) 生きびんは個別
		排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	空 き び ん 類	収集方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託
		収集回数	月2回(指定日収集)	月2回、但し町区は月4回(指定日収集)	月1回(第3木曜日地区と第4木曜日地区)	月2回(指定日収集)
		中間処理状況	業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後、生きびんはリサイクル石巻へ引渡し、その他は容器包装リサイクル協会へ引渡し	中間処理後、売却	生きびんは資源化業者へ、その他のびんは容器包装リサイクル協会へ。	業者委託において中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し 生きびんは資源物買取業者に引き渡し

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
町指定袋(半透明)包装ラベル、キャップを取り、中の汚れているものは、簡易に洗う。	町指定袋(緑字印刷半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	町指定袋(半透明)キャップ・ラベルを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	石巻市の例により、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する。
月1回(指定日収集)	月1回(最終火曜日)	月1回(指定日収集)燃やせないごみと同時収集	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託(丹秀工務店 鹿島台工場)	業者委託仙台の中間処理業者に搬送している。	業者委託中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し	中間処理は業者委託とし、中間処理後の引渡し先は、容器包装リサイクル協会とする。
町指定袋(半透明)包装ラベル、キャップを取り、中の汚れているものは、簡易に洗う。	一升瓶、ビール瓶を別にし、町指定袋(緑字印刷半透明)に入れ、その他の瓶は青字印刷半透明の袋に入れ、上記燃やせないごみの指定日に搬出している。	町指定袋(半透明)中身を抜いて軽く水洗いして清潔にしてから出す。	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する。
月1回指定日収集	月1回(最終火曜日)	月1回(指定日収集)	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託において中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し	一升瓶、ビール瓶は、委託している廃品回収業者が有価物として売却し、その他の瓶類は業者委託している中間処理業者が、破碎し、河北地区一般廃棄物処分場に搬入し、処理している。	業者委託中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し 生きびんは資源物買取業者へ引き渡し	中間処理は業者委託とする。中間処理後の引渡し先は、生びんは売却、その他のびんは容器包装リサイクル協会へ引き渡す。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現					
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町		
資 源 ご み	空 き 缶 ・ 金 属	排出方法	市指定袋(半透明)及び入らないものはそのまま出す。	水洗い後、指定袋(半透明 青文字)へ入れて出す。	町指定袋(半透明)	町指定袋(半透明) 金属類は除く
		排出場所	不燃ごみ集積所	不燃ごみと同じ	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	業者委託	不燃ごみと同じ	業者委託	業者委託
		収集回数	月2回(指定日収集),空きびん類と同時収集	不燃ごみと同じ	月1回(第3月曜日)	月2回(指定日収集)
		中間処理状況	業者委託,中間処理後リサイクル石巻へ	空き缶は、中間処理後売却、金属類は不燃ごみのその他で収集、処分は処理困難物として委託処分	業者委託において中間処理後、資源化業者へ。	業者委託において中間処理後、資源物買取業者に引き渡し
		ス プ レ ー 缶 ・ ガ ス カ ー ト リ ッ ジ	排出方法	黄色のコンテナへ排出,中身はカラにして出す。	空き缶と同じ	町指定袋(半透明)
	排出場所		不燃ごみ集積所		不燃ごみ集積所	
	収集方法		業者委託		業者委託	
	収集回数		月2回(指定日収集),空きびん類と同時収集		月1回(指定日収集)有害ごみと同時収集	
	中間処理状況		業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後,リサイクル石巻へ引き渡し		資源物は資源化業者へ、その他は最終処分場へ。	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
町指定袋(半透明)	町指定袋(缶類は青字印刷半透明)(金属類は黒字印刷半透明)	町指定袋(半透明)スプレー缶は穴を開け、ガス抜きしてから出す。中身を抜いて軽く水洗いをして出す。	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	<u>業者委託とする。</u> 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する。
月1回(指定日収集) 空きびん類と同時収集	月2回(指定日収集), 空きびん類と同時収集	月1回(指定日収集)燃やせないごみと同時収集	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託において中間処理後、資源物買取業者へ引き渡し	業者委託中間処理後、業者に売却。	業者委託において中間処理後、資源物買取業者へ引き渡し	中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。
町指定袋(半透明) 空き缶類と同時収集 使い切って穴をあける。	上記の空き缶の排出と同等。	空き缶と同じ	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	上記の空き缶の排出と同等。		現行のとおりとする。
業者委託	上記の空き缶の排出と同等。		<u>業者委託とする。</u> 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する。
月1回(指定日収集) 空きびん類同時収集	上記の空き缶の排出と同等。		月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託((有)東宮城環境衛生センター)中間処理後、高田商店へ引き渡し	上記の空き缶の排出と同等。		中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
---------	---------	---------	--------------

項 目	現					
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町		
古紙類	排出方法	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	
	排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	
	収集方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託	
	収集回数	月2回(指定日収集)	月1回、但し町区は月2回収集(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月2回(指定日収集)	
	中間処理状況	そのままサイクル石巻へ引渡し	売却	そのまま資源化業者へ。	業者委託により中間処理後、資源物買取業者に引き渡し	
	ごみ	排出方法	市指定袋(半透明)、薄手で綿70%以上のせんい製品	可燃ごみとして排出	薄手の布は50cm以下に切り、可燃物へ、その他は厚手の布収集日に	町指定袋(半透明)、主に綿のせんい製品
		排出場所	不燃ごみ集積所		不燃ごみ集積所	ごみ集積所
		収集方法	業者委託		業者委託	業者委託
収集回数		月2回(指定日収集)、古紙類と同時収集		月1回(指定日収集)紙類と同時収集	月2回(指定日収集)	
中間処理状況	そのままサイクル石巻へ引渡し		石巻広域クリーンセンターへ(事前予約をし、切断してから焼却)	業者委託において中間処理後、資源物買取業者に引き渡し		
布類	排出方法	市指定袋(半透明)、薄手で綿70%以上のせんい製品	可燃ごみとして排出	薄手の布は50cm以下に切り、可燃物へ、その他は厚手の布収集日に	町指定袋(半透明)、主に綿のせんい製品	
	排出場所	不燃ごみ集積所		不燃ごみ集積所	ごみ集積所	
	収集方法	業者委託		業者委託	業者委託	
	収集回数	月2回(指定日収集)、古紙類と同時収集		月1回(指定日収集)紙類と同時収集	月2回(指定日収集)	
中間処理状況	そのままサイクル石巻へ引渡し		石巻広域クリーンセンターへ(事前予約をし、切断してから焼却)	業者委託において中間処理後、資源物買取業者に引き渡し		

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
新聞・雑誌(広告類含む)・段ボール、それぞれの種類ごとに分別して十字にひもでしっかりと梱包する	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「紙パック」それぞれひもで束ね、そのまま出す。	石巻市の例を基本に、合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する。
月1回(指定日収集)	月1回(月の最終火曜日)	月1回(指定日収集)	月2回収集(指定日収集)とする。
回収業者から高田商店へ引き渡し	そのまま廃品回収業者が売却。	そのまま石巻(齊武商店)へ引き渡し	中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。
町指定袋(半透明) 可燃物扱い	町指定袋(緑字印刷半透明)	可燃ごみとして排出	市指定袋(半透明)、下着類・ワイシャツ類・シーツ類・Tシャツ類・タオル類などの薄手の主に綿のせんい製品を対象とする。
ごみ集積所	ごみ集積所		現行のとおりとする。
可燃物と同様の扱い	業者委託		業者委託とする。 具体的調整結果 現行の1市6町の委託方法が、収集・運搬・中間処理を一括で委託しているところと、収集・運搬と中間処理を分けて委託しているところとあるため、委託方法は現行のとおりとし、合併後5年以内に統一する。
週2回(水・土)	月1回、古紙類と同時収集		月2回収集(指定日収集)とする。
	そのまま廃品回収業者が売却。		中間処理は業者委託とし、中間処理後は有価物は売却、無価物は業者委託により処分する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	(4) 各市町が所有するごみ焼却施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 一般廃棄物最終処分場 各市町が所有する一般廃棄物最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 搬入承認事務、処理手数料等については、合併時まで調整する。		

項 目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
5 一般廃棄物最終処分場(一部事務組合所有分を除く)	(2) 廃棄物搬入承認事務 最終処分場へ定期的に廃棄物を搬入する事業者に対し、「廃棄物搬入車両証」を交付している。承認期間～2年	最終処分場への搬入は河北、桃生、北上町の一般廃棄物収集運搬委託業者のみに指定している。	搬入はすべて個別持込み。	
(3) 搬入日	搬入日～平日(土・日・祝祭日・年末年始を除く) 受付時間 8:45～11:45, 12:45～16:00	月曜日～金曜日 午前10時～正午	月曜日～金曜日 9:00～15:00 土曜日 9:00～11:30	粗大ごみ 水・土・日(年末年始を除く) 受付時間 8:30～16:00 資源回収センター ・不燃ごみ・資源ごみ各収集日 受付時間 8:30～17:15 ・搬入物 処分場 粗大ごみ 回収センター 不燃ごみ・資源ごみ
(4) 搬入できるごみ	燃やせないごみ・粗大ごみ～土砂、石、刈草・雑草、焼却灰、布団・毛布、家具類、瀬戸物、ガラス類、蛍光灯 資源物～ペットボトル、空きびん類、空き缶・金属類	不燃ごみ、粗大ごみ 中間処理後の破砕したガラス類、瀬戸物類に限る。なお、金属類、電気コード、缶等の受入は不可。	燃やせないごみ・粗大ごみ～刈草・雑草、焼却灰、布団・毛布、家具類、瀬戸物、ガラス類、蛍光灯 資源物～ペットボトル、空きびん類、空き缶・金属類	
(5) 処理手数料	・一般廃棄物～610円/100kg ・合せ産業廃棄物～760円/100kg ・減免措置～生活保護者、火災等の災害ごみ、庁内ごみ	無料	・一般廃棄物～160円/50kg ・合せ産業廃棄物～320円/50kg ・減免措置～生活保護者、火災等の災害ごみ、庁内ごみ	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会

況				調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町		
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	なし		<p><u>合併時まで調整する。</u></p> <p>具体的調整結果 牡鹿町クリーンセンター排出の焼却灰のみを受入れしている、牡鹿町の一般廃棄物最終処分場については、現行のとおりとする。 石巻市、河北地区衛生処理組合、雄勝町、河南町の一般廃棄物最終処分場への搬入承認は、受入基準に適合する廃棄物を搬入する市民及び事業者に対し、「一般廃棄物搬入許可書」及び「廃棄物搬入車両証」を交付する。なお、事業者における承認期間は2年間とする。</p>
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	なし		<p><u>各施設ごとの搬入日等の搬入要領を、合併時まで調整する。</u></p> <p>具体的調整結果 全施設、搬入日は毎週月曜日から金曜日(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く。ただし、雄勝町については、当面土曜日を受入れるものとする。)とし、搬入時間は午前9時から午後0時、午後0時45分から午後4時まで統一する。</p>
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	搬入していない		<p><u>受け入れ基準を16年度中に調整する。</u></p> <p>具体的調整結果 牡鹿町の一般廃棄物最終処分場は、牡鹿町クリーンセンター排出の焼却灰のみ搬入できるものとし、河北地区衛生処理組合一般廃棄物最終処分場については、河北町、桃生町、北上町から排出された一般廃棄物の焼却残渣及び不燃ごみの中間処理後の残渣物とする。 石巻市、雄勝町、河南町の一般廃棄物最終処分場は一般廃棄物の焼却残渣、不燃ごみの中間処理後の残渣物及び金属くず、ガラスくず、瀬戸物くず、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等を搬入できるものとする。</p>
・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・幹事町 河北町)	なし		<p><u>合併時まで調整する。</u></p> <p>具体的調整結果 処理手数料については、現行のとおりとし、河南町については、石巻市の例による。なお、合併後5年以内に統一する。</p>

新市における公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針

1 趣 旨

公共施設の名称については、新市の例規原案調整の中で各分科会において最終調整を行っているところであるが、名称決定を受けての銘板等の改修範囲、改修時期等については、統一的な取扱いが定まっていない状況である。

そこで、新市における公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修に係る基本方針を定め、住民等が混乱しない形での銘板等の改修を行うものである。

2 基本方針

新市の一体性の確保を図りつつ、限られた期間及び予算の中で、効率的に公共施設の銘板・看板・案内表示板等の改修を行うため、整備順位（A「合併時まで改修するもの」、B「合併後に改修するもの」）を定め、改修を進めることとする。

なお、合併前の改修については、それぞれの施設所在市町が費用を負担し、実施することを基本とする。

3 主な改修対象及び整備順位

役所・役場・一部事務組合庁舎の入口銘板	A
役所・役場・一部事務組合庁舎内の課名等表示	A
公民館看板，入口銘板	A
福祉施設看板，入口銘板	A
体育施設看板，入口銘板	A
文化施設看板，入口銘板	A
環境・衛生施設看板，入口銘板	A
保育所銘板	A
幼稚園・小学校・中学校・高等学校(門柱，昇降口)銘板	A
病院銘板	A
診療所看板	A
市町境の市町名看板	A
公用車表示	B
マイクロバス表示	B
消防車（地区の小型ポンプ車，可搬車等）表示	B
消防ポンプ車格納庫表示	B
救急車表示	B
告示・公報用掲示板表示	B

市町営住宅看板	B
観光案内表示板	B
指定文化財表示板	B
ごみ集積所表示板	B
駐車場表示板	B
指定避難所表示板	B
各種補助事業対象施設表示	B
各種啓発・スローガン看板(交通安全, 防犯, まちづくり宣言, 青少年育成, 納税, 国民年金, 標語等)	B